

---

---

# 滝川市立小・中学校適正配置基本方針

---

---

平成19年11月

滝川市教育委員会

## 滝川市立小・中学校適正配置基本方針

全国的に少子化が進み、滝川市においても年々児童生徒数が減少するなか教育環境、教育効果や学校運営等に影響することが懸念されています。また、学校施設については、昭和 56 年に不燃化を達成していますが 25 年以上経過し老朽化が進んでいることや、現在の耐震基準を満たしていないことから学校施設の耐震化が急務とされており計画的な整備を実施することが必要とされています。

このことから滝川市教育委員会では、広く市民の意見を聞くために「滝川市小・中学校のあり方に関する検討懇談会」を設置するなど、学校の適正規模・適正配置についての検討を重ねてまいりました。

未来を担う子どもたちのために、より良好な教育環境の実現を目指し、次のとおり基本方針を定めます。

平成 19 年 11 月 27 日

滝川市教育委員会

### 1 趣旨

この基本方針は、滝川市の小中学校の現状を踏まえ、学校の適正配置を実施する上での基本的な考え方と留意点をまとめたものです。

子どもたちの教育環境を充実するために策定する、適正配置計画の基本となりますが、今後の社会情勢や教育制度の変化等に合わせて必要に応じ見直しを行います。なお、<sup>\*1</sup>学級規模と<sup>\*2</sup>通学区域については現行の制度を前提としています。

### 2 基本的考え方

これからの子どもたちは、激動する社会情勢の中で、志を高く持ち、切磋琢磨しながら、自らの力で社会を切り拓くことが必要となってきます。そのために、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する「確かな学力」、他人を思いやり自立心を高める「豊かな心」、たくましく生きる「健やかな体」などの生きる力を育み、一人ひとりの良さや可能性を最大限に引き出し、伸長する教育

を推進します。

学校は、集団を通して児童生徒が切磋琢磨し学び合う場であり、その機会を与える役割を持っています。効果的な教育活動を展開するには、教科などの学習はもとより運動会や学芸会、学校祭等の学校行事やクラブ・部活動においても一定規模の集団の中で学び、生活していくことが必要であり、多様な考え方を持つ子どもたちが出会い、協調性や社会性を育みながら、望ましい人間関係を築くことができる一定規模の学校を実現することが必要です。

## (1) 学校規模について

### 〔小学校〕

小学校では、1学年2学級以上ある場合、通常6年間に複数回のクラス替えを行うのが一般的であり、多様な個性と出会い、幅広い人間関係づくりが可能となる効果的なクラス替えが必要です。また、指導体制の視点から、多種多様な教育活動に対応することのできる教員数が確保され、同学年の担任教員が協力し良い刺激を与え合うことのできる学校規模が必要です。

以上のことから、小学校における学校規模は、12学級から18学級（各学年2学級から3学級）が望ましい学校規模とします。

### 〔中学校〕

中学校では、小学校における学校規模の考え方の要素に加え、生徒一人ひとりの興味・関心等に応じた学習活動や部活動が展開できる環境が必要です。また、指導体制の視点から、教員一人ひとりの専門性を生かすことのできる学校規模が望まれており、このことを可能にするためには最低でも1学年2学級が必要となります。

以上のことから、中学校における学校規模は、6学級から18学級（各学年2学級から6学級）が望ましい学校規模とします。

## (2) 適正配置について

子どもたちの将来のために教育環境を整備するには、小規模校の解消を図り一定規模の学校を実現することが重要です。このことから原則として、学校規模の基準を下回ると判断で

きる場合には、通学区域の変更や学校の統廃合について検討を行います。

なお、検討を進める場合には、子どもたちの教育をより一層充実させる視点や学校のこれからの役割などを考慮し、保護者や地域住民の理解が得られるよう努めます。

また、遠距離通学となる児童生徒には、スクールバスの運行などを検討します。

### 3 適正配置計画の期間

適正配置計画の期間は平成 20 年度からの 10 年間とします。なお、適正配置が統廃合を伴う場合には、概ね 5 年を目途として住民の理解を求める期間が必要と考えます。

### 4 学校等の施設整備について

学校は児童生徒が 1 日の大半を過ごす場であり、災害発生時における住民の避難場所となります。学校の施設整備については、老朽化による改修や耐震化を計画的に実施する必要があり、耐震診断の結果から優先順位を決めて、適正配置計画との整合性を図りながら速やかに実施します。

また、施設整備を実施する際には、子どもたちのための教育環境の充実を基本とした上で、<sup>\*3</sup>学校ふれあいサロンなど地域社会との関わり方を保護者や地域の理解を得ながら、新たな視点で構築できるよう検討します。

なお、学校給食施設については、現在の単独校方式での運営の問題・課題を整理した上で、共同調理場（親子方式も含む）による運営や民間委託の可能性についても検討します。

#### 〔用語解説〕

- \* 1 少人数学級の制度については、今後変更されることも想定されますが、基本方針では現行制度を前提とします。
- \* 2 学校の適正配置を実施するにあたって、学校選択制を同時に行うことは適正な学校規模を維持できなくなる可能性があることから、本方針では現行の通学区域制度を前提とします。学校選択制については別途検討が必要と考えます。
- \* 3 児童生徒、保護者、教職員、地域住民などが気軽に集えて交流できる場、人のネットワークの総称です。